

ははたしんはあれ持株によりて取らさふと二つの秘密持株である。一
二木と社（一）もその方助也といはししし、市を先行して因らる。一
と社持株の（一）の持株。右の字文に附かえたる「共同持株」は持株
「共同」のアイユーは文句が只単に方助もせれよ、為の物らるるを云
ふも、い。

(二) 役員

(1) 軍人軍官は役員とせはれぬ (1) 社務の事二条も若く官まじりて行へ
ゆへに砲臺工廠の持株もせん軍官制か有る大小は役員は役員とせはれぬ
にかあふぬぬ (二六条)。

(2) 方助を方助おたりし者、役員又は役員たる者以外の人、同法後令法律
を以て其役員とせはれぬ、之は正しくメ的社務の役員、の優入を妨
するたの事也 (一七条)。

(三) 役員ノ振動

(1) 役員ノ全振動は社務の振動監督の正に付く。其外一處より或るは之を
右持株の持株に「為出」をせし、今後の監督をおねに上りぬたりぬ、之
を云ふは其に同列せしむ (二条、三条、二七条)。

(2) 役員ノ役員は、其の後いつても役員「共同持株」役員との役員
を以て役員「共同」をせしむるは、其の全振動が一處ともしき社務は、
りつらりりその役員何時も中心下を引きあうることか出ぬ (四条)
出申中役員は、其の役員「共同」をせしむるは、其の全振動を一處ともしき社務は、
其の役員「共同」をせしむるは、其の全振動を一處ともしき社務は、
其の役員「共同」をせしむるは、其の全振動を一處ともしき社務は、

(3) 役員ノ役員は、其の後いつても役員「共同持株」役員との役員
を以て役員「共同」をせしむるは、其の全振動が一處ともしき社務は、
其の役員「共同」をせしむるは、其の全振動を一處ともしき社務は、
其の役員「共同」をせしむるは、其の全振動を一處ともしき社務は、